

奈良県と十津川村とのまちづくりに関する包括協定書

奈良県（以下「甲」という。）及び十津川村（以下「乙」という。）は、十津川村内のまちづくりに係る取組に関して、以下のとおり包括的な連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、十津川村内における持続的発展や活性化を企図したまちづくりに資するため、甲及び乙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な事項について緊密に連携し協力することを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達するため、まちづくりに取り組む地区において、まちづくり基本構想を策定する。

（対象地区）

第3条 前条に掲げるまちづくり基本構想を策定する地区は次のとおりとする。

- （1） 谷瀬地区
- （2） 高森地区
- （3） 武蔵地区
- （4） 平谷地区

（役割分担）

第4条 甲及び乙の役割分担に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

- 甲 地区のまちづくりに資する乙の取組への支援に関すること
 - 地区内に甲が所管する社会資本の整備に関すること
 - 地区内に甲が所有する公有地の利活用等に関すること
- 乙 まちづくり基本構想のとりまとめに関すること
 - 地区と直接関わる取組に関すること
 - 地区内に乙が所管する社会資本の整備に関すること
 - 地区内に乙が所有する公有地の利活用等に関すること

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、そのいずれかから、協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲又は乙の承認を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。

(その他)

第7条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本通2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月16日

甲 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県知事 荒井 正吾

乙 奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1
十津川村長 更谷 慈禧